

1 工事名 青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事(令和6年第2回定例会議決)

<工期> 令和6年6月28日から令和8年11月30日まで

<相手方> 青森設備工業株式会社 代表取締役 小林 俊一
(青森市篠田三丁目10番2号)

【工事概要】

工事場所：青森市造道三丁目4番16号
構造・規模：校舎 鉄筋コンクリート造3階建

渡り廊下 鉄筋コンクリート造平家建

延床面積：6,258.86m²
(放課後児童会 415.21m²を含む)
延床面積：61.13m²
合計 6,319.99m²

2 変更内容

令和6年3月1日以降適用の労務単価（以下「新労務単価」という。）の決定に伴い、国土交通省の特例措置通知等に基づき、本市においても同様に令和6年4月5日付で特例措置を実施することとした。

本工事は、旧労務単価を適用した対象工事であるが、契約相手方から請負代金額の変更の協議があり、協議の結果、新労務単価を適用し、増額変更を行うものである。

3 変更予定額

事項	内容	理由	処理
① 当初契約	201,300,000 円	R6.5.7 仮契約 R6.6.26 議決 R6.6.27 本契約	
② 変更契約金額 (予定)	203,808,000 円 [内訳] 増 2,508,000 円 (1.25%)	特例措置の適用 による労務単価 の変更	R7.1月専決処分予定 R7 第1回定例会報告予定

4 変更契約予定 令和7年1月中を予定

●特例措置について(令和6年4月5日付 青森市通知文書抜粋)

1 措置の内容

令和6年3月1日以降適用の労務単価（以下「新労務単価」という。）の決定に伴い、2に定める工事の受注者は、「青森市工事請負契約標準約款」第51条の定めに基づき、令和5年度の労務単価（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 対象工事

令和6年3月1日以降に契約を締結した工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

3 請負金額の変更

変更後の請負代金額については、次的方式により算出する。

変更後の請負代金額 = 新労務単価により積算された請負工事対応額 × 当初契約の落札率

●青森市工事請負契約標準約款 第51条(その他の協議事項)抜粋

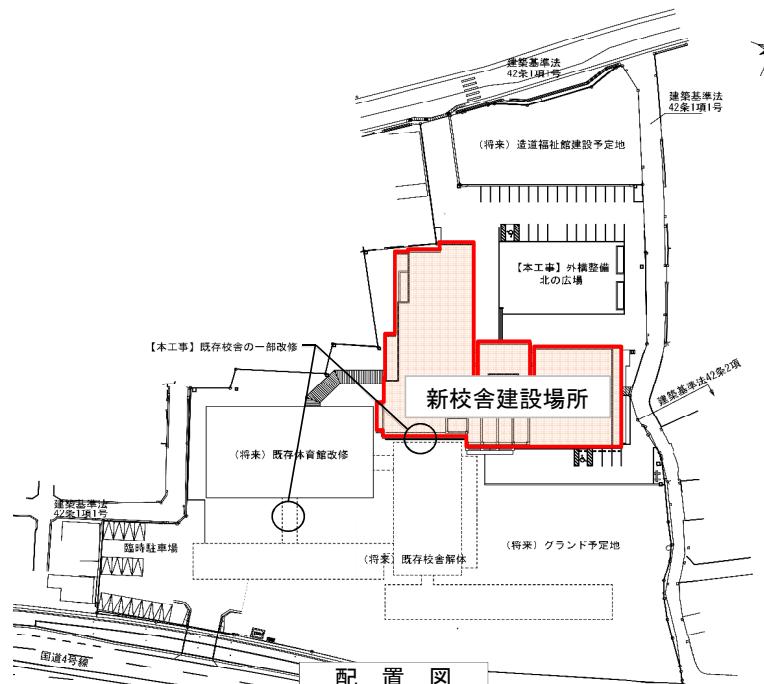
この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

●地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定について(抄)

平成17年4月14日指定

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定により次に掲げる事項は、市長においてこれを専決処分にするものとする。

一 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例(平成17年青森市条例第85号。以下「条例」という。)に基づく契約並びに財産の取得及び処分で議会の議決を経た後において当該契約並びに財産の取得及び処分に係る金額に変更を要する場合に、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの。
二～八(略)



工事状況(令和6年11月25日撮影)